

# 参 考 资 料

1. アーツ証券の概要等

2. オプティファクター関連事案の概要

3. その他の債券

4. 行政処分勧告の概要

# 1. アーツ証券の概要等

## アーツ証券の概要

所在地	東京都中央区京橋三丁目6番18号(店舗数1)
代表者	代表取締役社長 川崎 正
資本金	5億円
常勤役職員	26名(うち役員3名)
主な株主	(株)GLOBAL CORE :54.8% (代表取締役:児泉 一) (平成27年11月、破産手続開始決定) (株)オプティファクター:11.6% (代表取締役:児泉 一) (平成27年11月、破産手続開始決定) (参考)オプティファクターの概要 所在地:東京都品川区西五反田1-1-8 設立日:平成12年9月21日 役職員:9名(うち役員4名) 資本金:2,000万円 事業内容:診療報酬債権の流動化システムの構築支援・運營業務等
沿革	平成15年8月 会社設立(同年12月 証券業登録) 平成16年6月 投資顧問業登録 平成19年9月 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業のみなし登録
業務の状況	・平成16年から、オプティファクターが設立・運営する会社が発行する「診療報酬債権等流動化債券」を一般投資家等の顧客に対して販売している。 ・「中小企業資金繰支援債券」「ASAP ALPHA NOTE」の販売を行っている。 ・他の証券会社に対し、上記社債の販売に係る紹介・助言・支援等を行っている。

(平成27年9月末現在)

## アーツ証券が取り扱っている社債の概要①

社債		OPTI-MEDEX Note	メ <sup>テ</sup> ィカル・リレーションズ <sup>ズ</sup> 発行私募社債	Medical Trend Note	中小企業資金繰支援債券	ASAP ALPHA NOTE
発行会社(※1)		オ <sup>プ</sup> ティ・メ <sup>テ</sup> ィックス・リミテ <sup>ド</sup> (英領ヴァージン諸島籍)	(株)メ <sup>テ</sup> ィカル・リレーションズ <sup>ズ</sup> ・リミテ <sup>ド</sup>	メ <sup>テ</sup> ィカル・トレ <sup>ン</sup> ド <sup>ズ</sup> ・リミテ <sup>ド</sup> (英領ヴァージン諸島籍)	WADATSUMI BENEFIT LIMITED (ケイマン諸島籍)	ASAP ALPHA (ケイマン諸島籍)
代表者(※2)		瀬野 弘一郎	児泉 一	井出 清彦	北川 久芳	
発行開始時期		平成16年6月	平成19年11月	平成23年2月	平成25年7月	平成25年10月
概 要	「裏付資産」等	診療報酬債権等	診療報酬債権等	診療報酬債権等	中小企業売掛債権	米国に所在する不動産
	償還期間	1年	1年	1年	1年	2年
	金利(年率)	3.00%	3.00%	3.00%	3.20%	5.00%
発行残高		129億円	41億円	57億円	5.7億円	49億円
うちアーツ証券		38億円	(他社の販売支援等のみ)	29億円	2.2億円	12億円
その他の 販売証券会社 (販売残高)		竹松証券(20億円) 田原証券(46億円) 六和証券(25億円)	上光証券(13億円) 共和証券(4億円) おきなわ証券(24億円)	竹松証券(9億円) 田原証券(10億円) 六和証券(8億円)	竹松証券(0.8億円) 田原証券(2.0億円) 大熊本証券(0.8億円)	山形証券(6億円) 竹松証券(13億円) 田原証券(16億円) 大熊本証券(2億円) おきなわ証券(1億円)

(※1) オ<sup>プ</sup>ティ・メ<sup>テ</sup>ィックス・リミテ<sup>ド</sup>、(株)メ<sup>テ</sup>ィカル・リレーションズ<sup>ズ</sup>・リミテ<sup>ド</sup>、メ<sup>テ</sup>ィカル・トレ<sup>ン</sup>ド<sup>ズ</sup>・リミテ<sup>ド</sup>は、平成27年11月、破産手続開始決定を受けている。

(※2) 外国籍の場合、日本における代表者。

(注) OPTI-MEDEX Note、メ<sup>テ</sup>ィカル・リレーションズ<sup>ズ</sup>発行私募社債、Medical Trend Noteは平成27年10月末現在。

中小企業資金繰支援債券、ASAP ALPHA NOTEは平成27年11月末現在。

ただし、代表者は平成28年1月1日現在。

## アーツ証券が取り扱っている社債の概要②

(販売残高：億円、投資者数：者)

販売証券会社	OPTI-MEDEX Note		メディカル・リレーションズ 発行私募社債		Medical Trend Note		合計		中小企業資金繰 支援債券		ASAP ALPHA NOTE	
	販売残高	投資者数	販売残高	投資者数	販売残高	投資者数	販売残高	投資者数	販売残高	投資者数	販売残高	投資者数
アーツ証券	38	300	(他社の販売支援等のみ)		29	230	67	490	2.2	10	12	90
上光証券	—	—	13	310	—	—	13	310	—	—	—	—
共和証券	—	—	4	60	—	—	4	60	—	—	—	—
竹松証券	20	200	—	—	9	140	30	280	0.8	20	13	150
田原証券	46	640	—	—	10	240	56	710	2.0	60	16	190
六和証券	25	340	—	—	8	190	33	420	—	—	—	—
おきなわ証券	—	—	24	170	—	—	24	170	—	—	1	10
山形証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	80
大熊本証券	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8	20	2	20
合計	129	1490	41	540	57	820	227	2470	5.7	120	49	560

(注1) OPTI-MEDEX Note、メディカル・リレーションズ発行私募社債、Medical Trend Note は平成27年10月末現在。

(注2) 中小企業資金繰支援債券、ASAP ALPHA NOTE は平成27年11月末現在。

(注3) 投資者数は概数。

## 2. オプティファクター関連事案の概要

# オプティファクター関連事案の概要

## 1. 社債の概要

- ・オプティファクターが設立・運営する3社(以下「発行会社3社」という。)が、平成16年以降、それぞれ順次発行を開始
- ・社債発行による調達資金により、病院等から診療報酬債権等を割り引いて買い取り、実際に受け取る診療報酬等を基に元利払いを行うとするもの(いわゆる「レセプト債」)

## 2. 販売状況

### ・販売証券会社

アーツ証券(発行会社3社からの委託により、下記6社の販売支援等も行っている)

上光証券、共和証券、竹松証券、田原証券、六和証券、おきなわ証券

- ・発行残高(3社債合計):約227億円(投資者数:約2470者)(平成27年10月末現在)

## 3. 社債の実態

- ・買い取った診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少
  - ・社債発行による調達資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティファクター等の資金等に流用され、毀損
  - ・決算書に実態が不明な資産が多額に計上され、実在性のある資産は社債発行残高に比べて著しく僅少
- 平成27年11月、オプティファクター及び発行会社3社が破産手続開始を申し立て、同開始決定を受けた

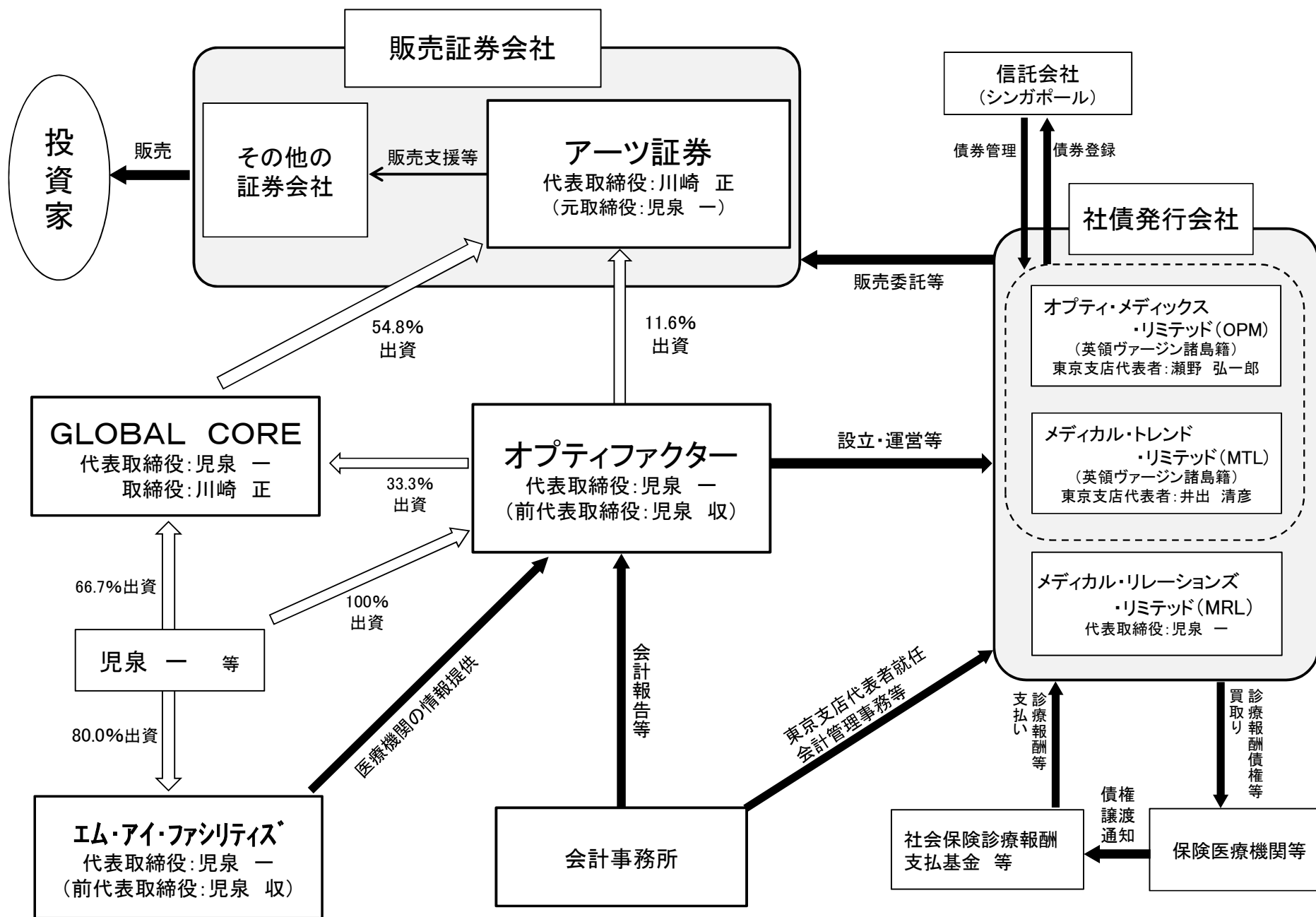
## 4. アーツ証券の状況

川崎社長は、遅くとも平成25年10月頃までに、オプティファクター・児泉社長から相談等を受け、社債の財務状況に係る上記実態を認識

→ 上記実態を意図的に秘匿・隠蔽したまま販売を継続(上記6社にも実態を秘匿・隠蔽したまま販売を継続させた)



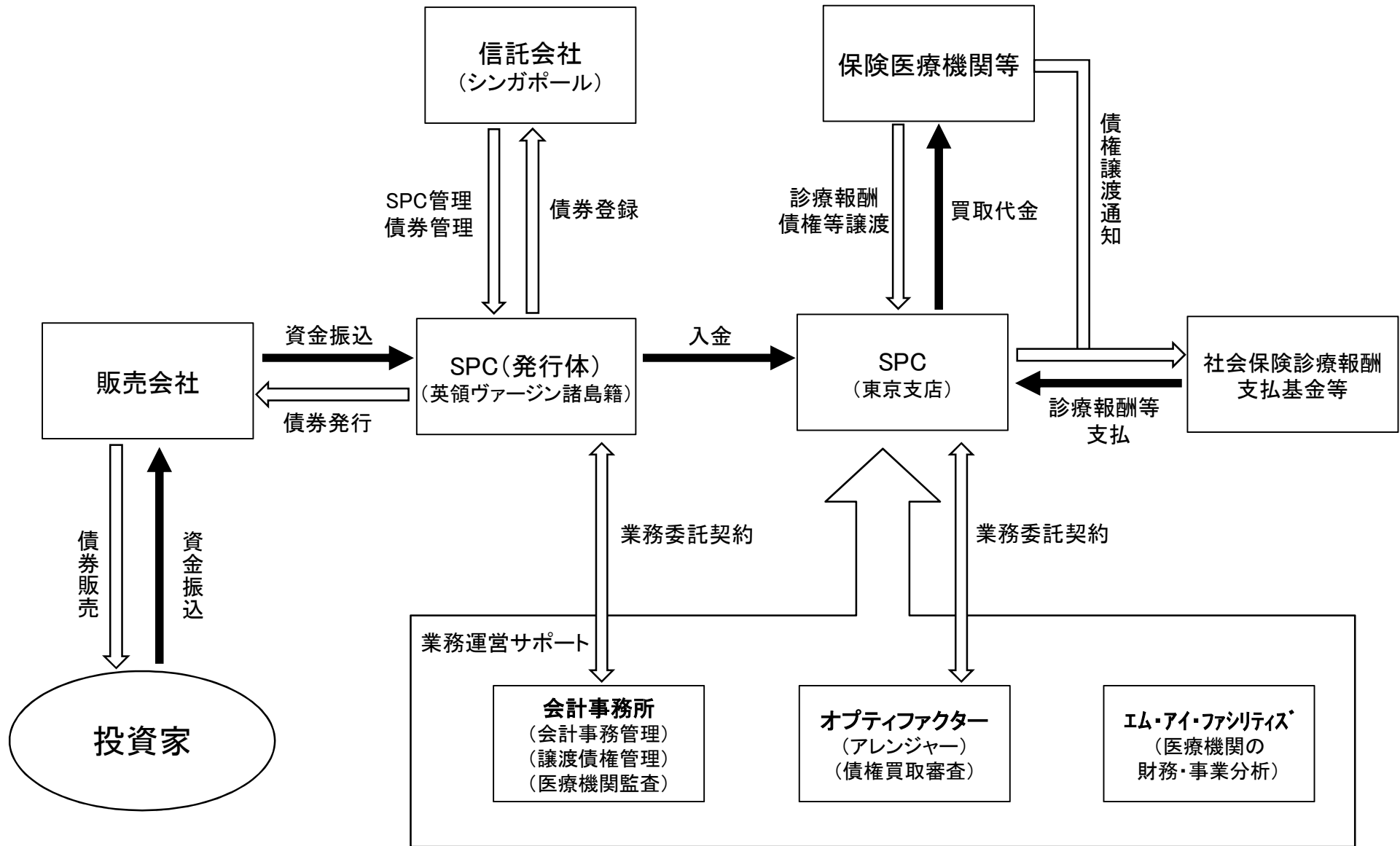
# 概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

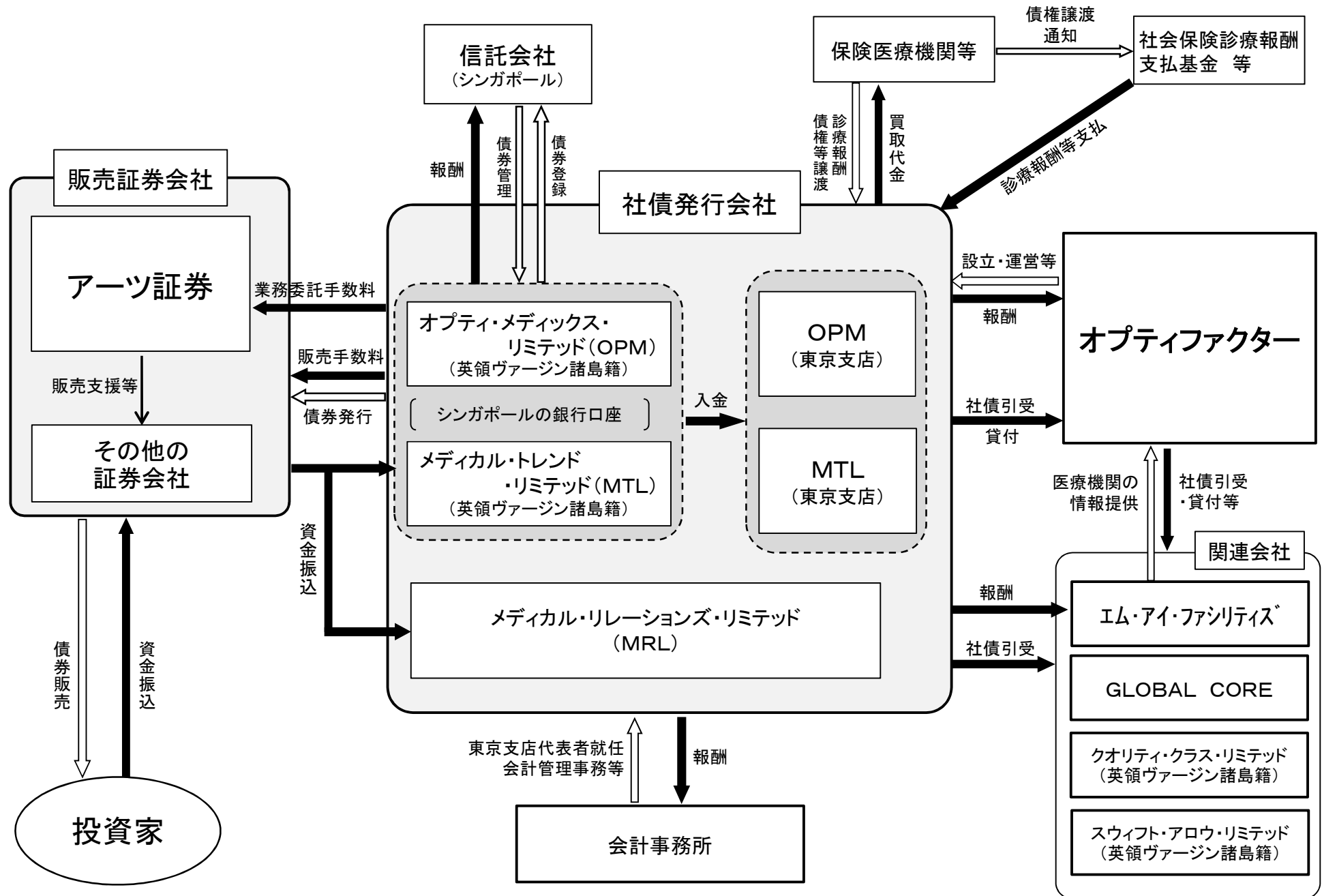
(平成27年9月末現在)

# アーツ証券が説明していた取引スキーム



(注)アーツ証券が販売していた「OPTI-MEDIX NOTE」、「Medical Trend Note」について、アーツ証券の勧誘資料等に基づき作成。

# 実際の取引・資金の流れ



(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

## 発行会社3社の社債発行残高及び運用実態等の推移

### ○オプティ・メディックス・リミテッド(OPM)(平成16年6月発行開始)

(単位:億円)

	16年 12月末	17年 12月末	18年 12月末	19年 12月末	20年 12月末	21年 12月末	22年 12月末	23年 12月末	24年 12月末	25年 12月末	26年 12月末	27年 10月末
社債発行残高	2	9	23	64	67	83	139	123	129	128	122	129
現金・預金残高	1	1	5	30	12	15	53	31	37	28	7	10
診療報酬債権等残高	1	1	3	5	5	5	17	13	6	7	7	9
(参考) 決算書上の残高	N/A	4	14	38	54	60	93	96	98	102	116	N/A

### ○(株)メディカル・リレーションズ・リミテッド(MRL)(平成19年11月発行開始)

(単位:億円)

				20年 4月末	21年 4月末	22年 4月末	23年 4月末	24年 4月末	25年 4月末	26年 4月末	27年 4月末	27年 10月末
社債発行残高				2	6	7	19	34	46	39	40	41
現金・預金残高				2	2	4	11	13	16	3	5	3
診療報酬債権等残高				1	5	4	7	3	5	11	13	13
(参考) 決算書上の残高				1	5	4	9	21	27	33	34	N/A

### ○メディカル・トレンド・リミテッド(MTL)(平成23年2月発行開始)

(単位:億円)

							23年 3月末	24年 3月末	25年 3月末	26年 3月末	27年 3月末	27年 10月末
社債発行残高							5	47	56	56	55	57
現金・預金残高							5	31	15	12	8	8
診療報酬債権等残高							0	15	18	17	8	7
(参考) 決算書上の残高							0	17	38	38	40	N/A

(注)各発行会社の内部資料等から作成。

本資料は、説明のために簡略化しており、一部省略やデフォルメされているところがある。

# 発行会社 3 社の資金の収支概要

(平成 27 年 10 月末現在)

暫 定 的 集 計

(単位：億円)

収入	支出		
社債発行残高（純調達額）	227	診療報酬債権等買取残高（純買取額）	23
オプティ・メディックス・リミテッド(OPM)	129	社債に係る支払利息	47
メディカル・リレーションズ・リミテッド(MRL)	41	社債発行等に係る費用	93
メディカル・トレンド・リミテッド(MTL)	57	販売証券会社に対する販売手数料	41
診療報酬債権等買取に係る利ざや	20	(うちアーツ証券	11)
		アーツ証券に対する業務委託手数料	23
		オプティファクターに対する業務委託報酬	17
		エム・アイ・ファシリティズに対する業務委託報酬	4
		その他支払報酬	8
		その他費用	2
		現金預金残高合計	20
		関連会社に対するその他純資金流出	63
<b>収入合計</b>	<b>247</b>	<b>支出合計</b>	<b>247</b>

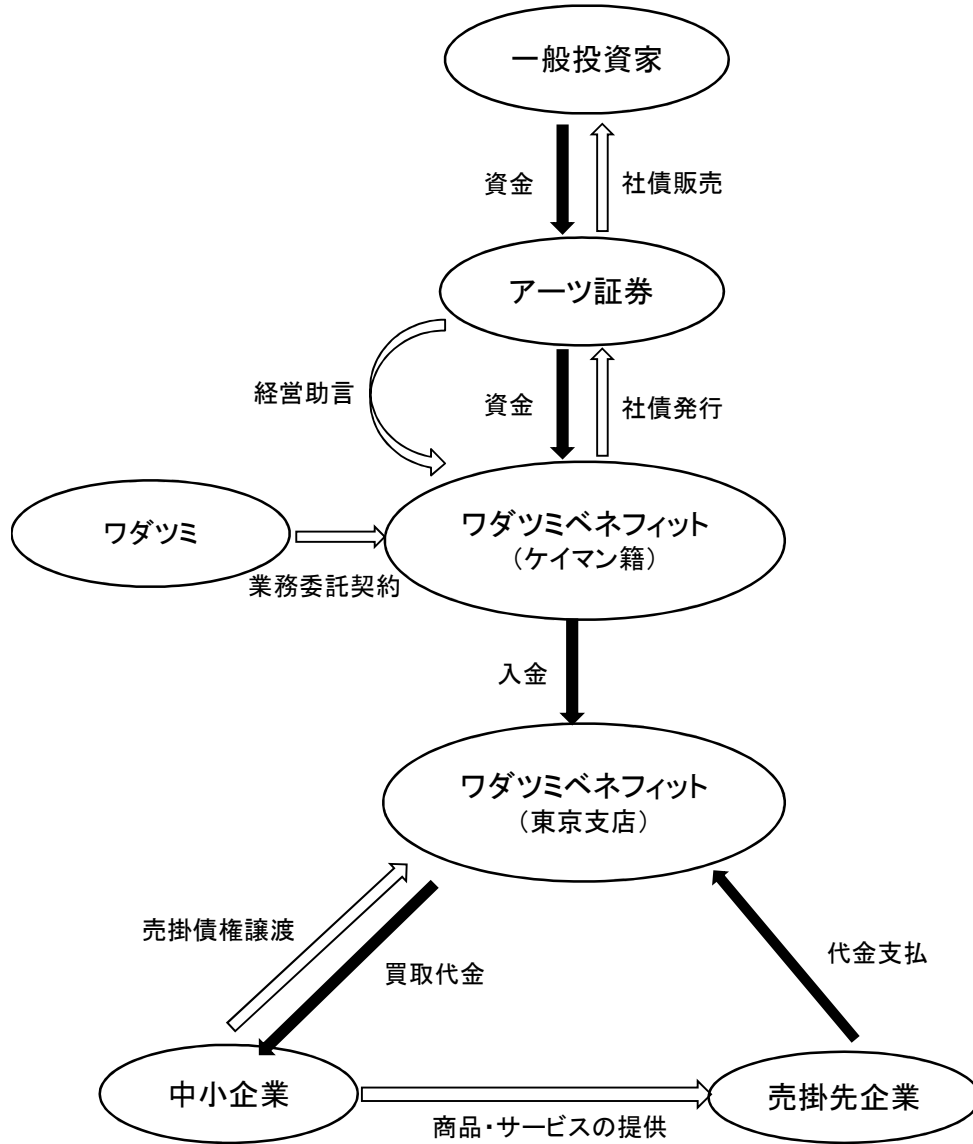
- (※1) 「関連会社」は、オプティファクター、エム・アイ・ファシリティズ、GLOBAL CORE、クオリティ・クラス・リミテッド、スウィフト・アロウ・リミテッドの各社をいう。
- (※2) 関連会社の資産には、エム・アイ・ファシリティズへの貸付残高(14)、医療機関への貸付残高(8)、アーツ証券株式(4)、その他投資有価証券等(32)、現金預金(6)等が計上されている(内書きの金額は簿価、単位は億円)。
- (※3) 発行会社3社の診療報酬債権等買取残高や関連会社の資産には回収困難と見込まれるものが含まれている。
- (※4) 発行会社3社及び関連会社については、破産手続開始決定がされており、その資産内容については、同手続において確定される予定である。

(注) 各発行会社の内部資料等から作成。本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

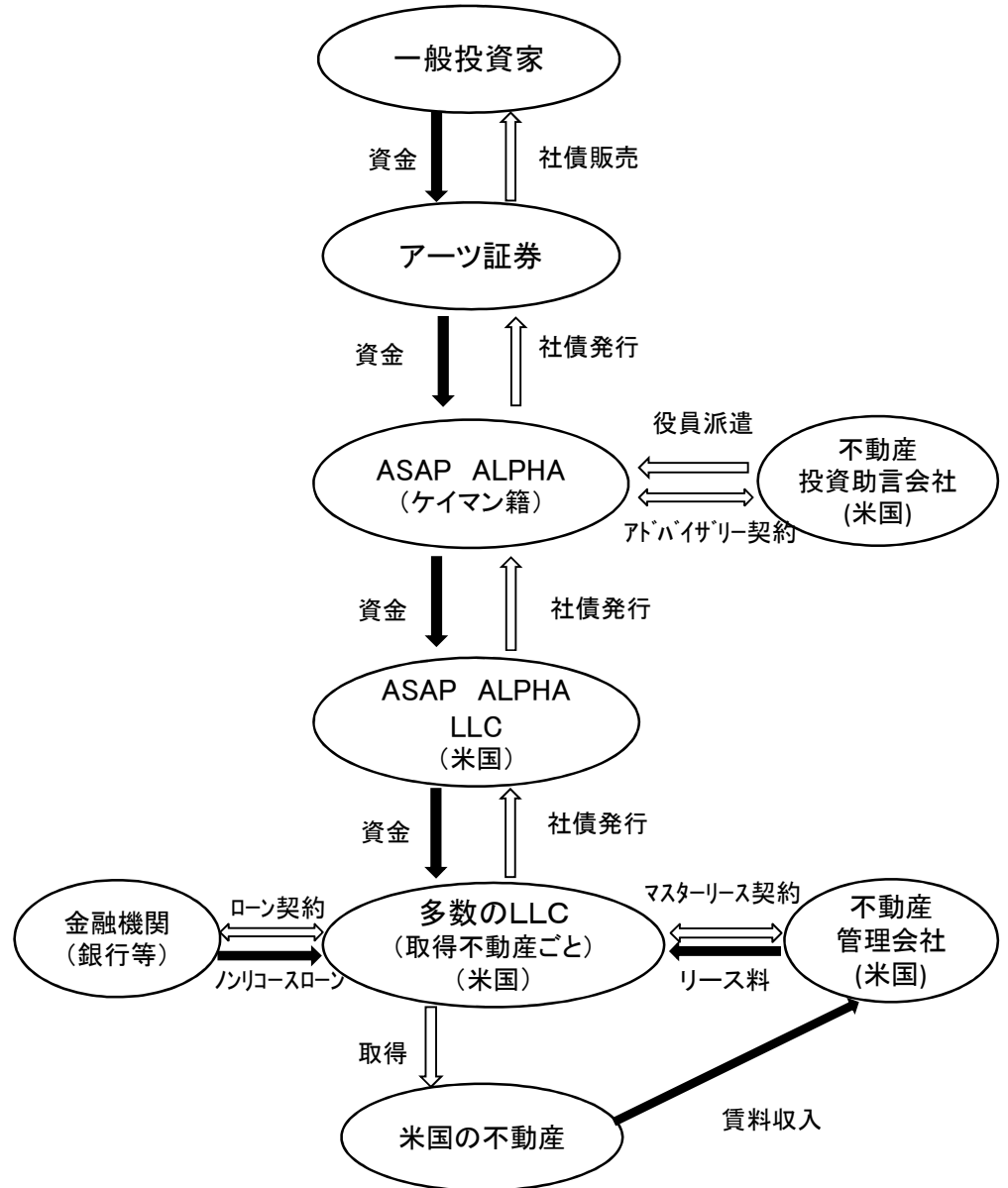
### 3. その他の債券

# アーツ証券が説明していた取引スキーム

## 中小企業資金繰支援債券



## ASAP ALPHA NOTE



(注)アーツ証券が販売していた「中小企業資金繰支援債券」、「ASAP ALPHA NOTE」について、アーツ証券の勧誘資料等に基づき作成。

## 4. 行政処分勧告の概要



# 行政処分勧告の概要

## 1. オプティファクター関連債券

### (1) 顧客に対する虚偽告知(金商法38条1号)

実 態	顧客への説明内容等
<ul style="list-style-type: none"><li>・買い取った診療報酬債権等の残高が社債発行残高に比して著しく僅少</li><li>・社債発行による調達資金が、診療報酬債権等の買取り以外に、オプティファクター及び関連会社の資金等に流用され、毀損</li><li>・決算書に実態が不明な資産が多額に計上され、実在性のある資産は社債発行残高に比べて著しく僅少</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・左記実態を秘匿・隠蔽</li><li>・診療報酬債権等が「裏付資産」であり、「安全性の高い商品」である旨を説明</li></ul>

### (2) 不正又は著しく不当な行為(金商法52条1項9号)

- ・他の販売証券会社に対し、虚偽の診療報酬債権等の残高等を記載した決算報告書等の送付を継続した
- ・他の販売証券会社に対し、当社作成の事実と反する勧誘資料等に基づき、販売を継続させた

## 2. その他の債券

### (1) 中小企業資金繰支援債券

#### ○重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示(金商業府令117条1項2号)

実 態	表 示
<ul style="list-style-type: none"><li>・買い取った売掛債権の残高が社債発行残高に比して僅少</li><li>・買い取った売掛債権の5割程度が回収困難となっている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・売掛債権の回収可能性等に問題が生じているにもかかわらず、問題が生じていないとの誤解を与える表示</li></ul>

### (2) ASAP ALPHA NOTE

#### ○重要な事項につき誤解を生ぜしめる表示(金商業府令117条1項2号)

実 態	表 示
<ul style="list-style-type: none"><li>・投資先の決算書が作成されておらず、実態が不明</li><li>・当社も実態を的確に説明できない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実態を的確に把握していないにもかかわらず、実態を的確に把握しているかのような誤解を与える表示</li></ul>